



お知らせ版

本郷小学児童クラブ 指導員募集

- ▼募集人員 1名
- ▼資格 子育て経験者
(保育士、又は教員の有資格者大歓迎)

- ▼時間 午後2時～6時
- ▼問い合わせ先 本郷小学児童クラブ

☎080(6619)0251
(午後3時～5時30分)

すくすく離乳食教室 子守りボランティア 募集

保健センターでは赤ちゃんをもつお母さんを対象に、毎月離乳食教室を実施しています。

お母さんが離乳食について勉強をしている間、別室でボ

ランティアが赤ちゃんをお守りしていますが、参加者が増えてきましたので、子守りをしてくださる人を募集します。

年齢・経験の有無は問いません。子守りボランティアにご協力いただける人は健康福祉課までご連絡ください。

- ▼日程 平日 午前9時40分～正午まで
- ▼場所 保健センター

▼内容 生後5～6か月児の子守り

※ボランティアは登録制になります。ご協力いただくときには担当者から連絡いたします。

- ▼問い合わせ先

健康福祉課 健康増進係
☎9132

住基ネットの休止

住民基本台帳ネットワークシステムの機器更新のため、3月22日(木)、23日(金)の2日間、住民基本台帳ネットワークシステムが休止となります。

この間は、住民票の広域交付、住基カード及び公的個人認証の新規、更新などの申請が出来ませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ▼問い合わせ先

住民生活課 総合窓口係
☎9125

児童手当等認定請求 はお済みですか？

- 児童手当

▼支給対象者 小学校修了前(12歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育している人(所得制限あり)

- ▼手当の額

- ・第1子、第2子 月額5,000円

※児童手当における乳幼児加算(3歳未満の児童が対象)

については、「児童手当法の一部を改正する法律案」が可決後、広報等でお知らせします。

- ・第3子以降 1人につき 月額10,000円

- 遺児手当

▼支給対象者 父母の一方又は両親が死亡した家庭で、義務教育修了前の児童を養育している人(父母以外の人が養育している場合も含む。所得制限あり)。

- ▼手当の額

児童1人につき 月額3,000円

- 児童扶養手当

- ▼支給対象者 死別及び離婚

などで母子家庭となり、公的年金を受けることのできない母子家庭の母、又は養育者(児童が18歳に達する年度末まで、特に重い障害があるときは20歳未満。所得制限あり)。

- ▼手当の額

- 児童1人の場合 全部支給 月額41,720円
- ・一部支給 月額9,850円

41,710円

(所得に応じて変わります)

- 児童2人目 月額5,000円が加算されます。
- 児童3人目以降 1人につき3,000円が加算されます。

- ▼認定請求・問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援係
☎9130

3月1日(木)から3月7日(水)まで「こども予防接種週間」

感染症による症状の悪化を防ぐため、お子さんに予防接種を受けさせましょう。受け忘れていた予防接種がありましたら、この期間を利用して受けてください。今回、「こども予防接種週間」にご協力いただける医療機関は次のとおりです。

受診する場合は、医療機関に実施時間等事前にお問い合わせください。

▼問い合わせ先＝

健康福祉課 健康増進係 ☎9132

医療機関	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	7日(水)
やの小児科医院 ☎90280		○	○ 午前のみ	○	○	○	○
山崎医院 ☎90211		○	○ 午前のみ	○ 午前のみ	○	○	○
石川医院 ☎20100	○	○	○		○	○	

町外の医療機関での 予防接種の受け方が 変わります

平成19年4月から特定疾患

やその他の病気治療等により町外の医療機関で予防接種を受ける場合は「予防接種依頼書」が必要になります。町外の医療機関での接種を希望する人は事前に「町外医療機関

予防接種依頼書交付申請書」を健康福祉課に提出していただき、交付された「予防接種依頼書」を医療機関に持参して、受診していただくこととなります。なお、依頼書の交付には申請後1週間程度の期間がかかります。

申請書は健康福祉課の窓口を用意してあります。また、4月よりホームページからダウンロードすることも可能です。

乳幼児が町内の医療機関で予防接種を受ける場合は、従来どおり予診票と母子健康手帳を持参して受診してください。

▼問い合わせ先＝
健康福祉課 健康増進係
☎9132

児童医療費の助成対象年齢拡大

平成19年4月1日から児童医療費の助成対象年齢が「小学校卒業まで」から「中学校卒業まで」になります。町内の中学校に通っている児童(平成19年4月2日から平成

6年4月1日までに生まれた児童)には、4月中に学校を通して手続き等のお知らせをします。

町内の中学校に在籍していない児童につきましては、左記の期間中に、直接健康福祉課へお越しください。

《受給資格証の交付申請》

- ①申請期間＝平成19年5月7日(月)～25日(金)まで
- ②持参するもの＝
・健康保険証(児童本人のもの)
・印かん

※平成19年4月2日以降に生まれた児童
現在お持ちの「受給資格証」(ピンクのカード)がそのまま使えます。

健康保険証が変更になった人は、健康保険証と印かんをご持参の上、健康福祉課で変更の手続きをしてください。

▼問い合わせ先＝
健康福祉課 子育て支援係
☎9130

第8回特別弔慰金の 請求はお済みですか

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、第八回特別弔慰金として記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである

- ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

4. 3以外の①父母 ②孫
- ③祖父母 ④兄弟姉妹

5. 1から4以外の3親等内親族の人で、戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

▼支給内容＝額面40万円、10年償還の記名国債

▼受付＝平成20年3月31日まで

▼請求窓口・問い合わせ先＝
健康福祉課 社会福祉係
☎9128

優良運転者表彰の上 申を希望する人は：

運転免許取得年数により

『栃木県警察本部長・栃木県交通安全協会会長表彰』・『下野警察署長・下野地区交通安全協会会長表彰』に分かれます。

左記の要件にご注意の上、総務課交通安全係に用意してあります調査票に、必要事項を記入し、上申経費（700円）を添えて3月26日(月)までにお申し込みください。

※上申経費の700円は審査手数料（無事故無違反証明書代）となり、表彰からもらった人もお返しできませんのでご注意ください。

●『栃木県警察本部長・栃木県交通安全協会会長表彰』

運転免許を取得してからの期間が「20年」、「30年」、「40年以上」に該当する人

・20年表彰

昭和61年4月1日～昭和

62年3月31日の間に取得

した人

・30年表彰

昭和51年4月1日～昭和

52年3月31日の間に取得

した人

・40年表彰

昭和42年3月31日以前に

取得した人

※過去に2輪免許以下取得者で地区表彰を受けている人も、表彰区分が異なりますので上申できません。

●『下野警察署長・下野地区交通安全協会会長表彰』

運転免許を取得してからの期間が「5年」、「10年」、「15年」に該当する人

・5年表彰：平成12年4月

1日～平成13年3月31日

の間に取得した人

・10年表彰

平成7年4月1日～平成

8年3月31日の間に取得

した人

・15年表彰

平成2年4月1日～平成

3年3月31日の間に取得

した人

※「栃木県警察本部長・栃木県交通安全協会会長表彰」「下野警察署長・下野地区交通安全協会会長表彰」とも、最初に免許を取得した日が基準日となりますので、ご注意ください。

【例】20年表彰の場合

原付免許を昭和59年5月1日に取得し、普通免許を昭和61年5月1日に取得した場合：最初に取得した原付免許の取得日が基準となるので、今回の表彰には該当しない。

▼表彰基準

上三川町に住民登録をしており、常に交通法令を守り、安全運転に心がけ、人格、技能とも優れた他の運転者の模範と認められる人で、運転免許を取得してからの期間が、上記の項目に該当する人。

ただし、過去において交通安全功労者又は優良運転者として緑十字銅賞などの上位表彰を受けていないこと。

（不適格者）

- ①過去5年以内（平成14年4月1日以降）に交通法令に違反したことのある人
- ②交通安全協会の正会員でない人
- ③その他 表彰基準の欠格事項に該当する人

（期日計算）

運転免許取得年月日を起算日として、平成19年3月31日までの月計算による。

▼問い合わせ先

総務課 交通防災係
☎9115

井戸を掘るには届出 が必要です

町内で吐き出し口（ポンプの水の出口）断面積が6㎡を超える揚水施設（井戸）を設置・所有する場合には、「栃木県地下水揚水に係る指導等に関する要綱」に基づき、町住民生活課を経由して、知事への届出等の手続きが必要です。なお、農業用の施設で、深さ30m未満のものは届出の対象外です。

▼届出：揚水機設置の30日前までに「揚水機設置届出書」を、設置工事完了後15日以内に「揚水機工事完了届出書」を提出してください。また、設置した揚水機を変更する場合にも届出が必要です。

▼揚水量報告：毎年2月末までに、前年（1～12月）の揚水量を報告してください。

▼様式等：栃木県ホームページ
(<http://www.pref.tochigi.jp/kankyō/sonota/02/>)

thikasiyoukou.html) 又は

▼問い合わせ先

環境管理課
環境保全担当

☎028(638)3189

住民生活課 生活環境係

☎9131

町営住宅入居者募集

▼募集住宅＝下町第一(昭和50年建築 2階建て)2DK 1戸

▼受付期間＝3月1日(木)～15日(木) (土・日・祝祭日を除く。)

▼入居可能日＝4月1日(日)

▼家賃月額＝12,400円～27,200円

(※入居者の年収により決まります。)

※入居には、家賃の3か月分の敷金が必要です。

▼問い合わせ先＝都市建設課 管理係 ☎9146

上三川郵便局・石橋郵便局からのお知らせ

日頃は郵便局をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、日本郵政公社は、平成19年10月に民営化・分社化しますが、この移行作業を円滑に進めていくため、上三川郵便局・石橋郵便局は平成19年3月12日(月)から郵便物の集配業務については、下野小金井郵便局の上三川配達センター及び石橋配達センターとして業務を行うこととなります。

けなかつた郵便物は、これまでどおりご連絡をいただければ配達にお伺いいたしますが、連絡先が下野小金井郵便局となります。

上三川郵便局・石橋郵便局の窓口でのお受け取りを希望する場合は、事前に下野小金井郵便局にご連絡願います。窓口等のお取扱時間は、貯金・保険の窓口及びATMは現在と変わりませんが、郵便の窓口は平日が午前9時から午後5時までとなり、土曜、休日のお取り扱いはなくなります。

☎0484
下野小金井郵便局(郵便係)
☎6639

商工会臨時職員募集

- ▼勤務時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時
- ▼勤務開始 平成19年4月2日(月)
- ▼勤務場所 むかしなつかし館
- ▼業務内容 むかしなつかし館業務及び関係事務、商工会業務
- ▼賃金 商工会規程による
- ▼その他 パソコン及び簿記知識要
- ▼申込期限 履歴書を持参の上3月15日(木)までにお申込み

▼問い合わせ先 上三川町商工会
☎2206

臨時保健師の募集

希望される人は登録制になっていますので、下記にお申込みください。
▼資格条件 保健師並びに看護師の資格を有する人
▼問い合わせ先 健康福祉課 健康増進係
☎9132



善恵銀行(敬称略) しめ縄づくり協力会

80,000円(第11回)

勝姫稲荷神社賽銭箱

1,438円(第85回)

小池 式也(願成寺)

譜面台1台

匿名 【老人福祉センター】

匿名 タオル50本 布オムツ50枚

【福祉作業所】

※【 】内は指定払出先 寄付時、使途の指定がある場合には、指定先に払い出します。皆さんの、あたたかいこころ ざしありがとうございます。

心配ごとなんでも相談

日時=毎週水曜日午前9時～正午(第5水曜日、祝祭日を除く)
場所=老人福祉センター
内容=日常生活上生じる心配ごと 困りごとなど 相談員=民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員 連絡先=老人福祉センター ☎3166

法律相談

日時=3月18日(日) 午前10時～午後1時
場所=町役場1階町民相談室
費用=無料 相談員=栃木県弁護士会弁護士 申込期間(予約制)=3月1日(木)～16日(金)(先着9人まで) 連絡先=健康福祉課社会福祉係 ☎9128

交通事故巡回相談

日時=3月14日(水)
場所=真岡市総合福祉保健センター
費用=無料 相談員=栃木県中央県民センター相談員 連絡先=栃木県中央県民センター ☎028-623-2188

火災情報

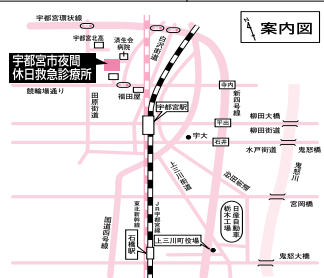
火災情報は… ☎7311へ

犬・猫に関する相談は 県動物愛護指導センターへ (☎028-684-5458)

宇都宮市夜間・休日救急診療所

場所=宇都宮市竹林町968 ☎028-625-2211(代)
※健康保険証を必ずお持ちください。

	診療科目	受付時間
夜間	内科・小児科	午後7時30分～翌朝午前7時
	歯科	午後7時30分～午前0時
昼間	内科・歯科・小児科(休日のみ)	午前9時～午後5時



内容は広報で確認するか、各課へお問い合わせください。